

令和 8 年 2 月 3 日
地域行政部地域行政課

世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例

1 主旨

公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）に基づき、区民会館における利便性、利用率の向上及び増収を目的として、区民会館ホールに加え集会室等においても営利目的での利用ができるよう、令和8年区議会第1回定例会に世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例（以下、「改正条例」という。）を提案する。

2 改正内容

(1) 改正条例第1条の規定による改正

今回の条例改正との整合を図るため、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和7年9月世田谷区条例第95号）（以下、「前改正条例」という。）第1条からラウンジの営利目的利用に係る規定を削除する。

(2) 改正条例第2条の規定による改正

- ① 世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)(以下、「条例」という。)第9条第2項第2号において、営利目的利用ができる施設を追加する。

区民会館名	改正前	改正後
世田谷区民会館	ホール	ホール、集会室、練習室、ラウンジ
世田谷区民会館別館	—	集会室
北沢区民会館	ホール	ホール、集会室
北沢区民会館別館	—	集会室
玉川区民会館	ホール	ホール、集会室
砧区民会館	ホール	ホール、集会室
烏山区民会館	ホール	ホール、集会室
玉川区民会館別館	東京都から譲渡を受ける際、令和8年度まで地域集会施設として利用することが条件になっているため、営利目的利用の対象外とする。	

- ② 条例別表第3備考及び条例別表第4の2備考において、以下の追加変更を行う。

ア 使用者が入場料等を領収するときの施設使用料若しくは利用料（以下、「利用料金」という。）の加算適用について、入場料等「1,000円以上」から「2,000円を超える」に変更する。

イ 使用者が施設を使用する際に催し物に関連する物品販売を行うとき、販売額等にかかわらず利用料金の5割に相当する額の加算を追加する。

ただし、入場料等にかかる加算適用があるとき又は公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときはこの限りでない。

	加算条件	加算額	該当箇所	変更内容
ア	入場料の領収 (2,000円を超える場合)	利用料金の5割	別表第3備考第2号 別表第4の2備考第4号	1,000円以上⇒ 2,000円を超える
イ	物品販売 (販売額にかかわらず)	利用料金の5割	別表第3備考第3号 別表第4の2備考第5号	新規 ※アの適用がある場合は適用しない。

③ 条例別表第4及び条例別表第4の3の附帯設備の部舞台器具の項において、「1式」を「一式」へ修正する。

3 新旧対照表 別紙のとおり

4 施行予定日

(1) 施行予定日

- ① 附則第1項第1号 公布の日（物品販売に係る加算の適用を除く）
- ② 附則第1項第2号 令和8年4月1日（物品販売に係る加算の適用）

(2) 適用開始日（経過措置）

- ① 附則第2項 令和8年7月1日以後の使用から（営利目的利用できる施設の追加）
- ② 附則第3項 令和8年7月1日以後の使用から（入場料に係る加算適用額の変更）
- ③ 附則第4項 令和8年10月1日以後の使用から（物品販売に係る加算の適用）

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条の規定による改正

改正後	改正前
<p>世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第1号中「練習室」の次に「、ラウンジ」を加える。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>別表第2世田谷区立世田谷区民会館の項中「練習室」の次に「、ラウンジ」を加える。</p> <p>・・・以下省略・・・</p>	<p>世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第1号中「練習室」の次に「、ラウンジ」を加える。</p> <p><u>第9条第2項第2号中「ホール」の次に「及びラウンジ」を加える。</u></p> <p>別表第2世田谷区立世田谷区民会館の項中「練習室」の次に「、ラウンジ」を加える。</p> <p>・・・以下省略・・・</p>

第2条の規定による改正

改正後	改正前
<p>○世田谷区立区民会館条例</p> <p>第1条～第8条・・・省略・・・</p> <p>(使用)</p> <p>第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>(1)・・・省略・・・</p> <p>(2) 営利を目的とするとき（<u>世田谷区立玉川区民会館別館に限る。</u>）。</p> <p>(3)～(4)・・・省略・・・</p> <p>第10条～第22条・・・省略・・・</p> <p>付 則・・・省略・・・</p> <p><u>附 則（令和8年3月 日条例第 号）</u></p> <p><u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第1条の規定、第2条の規定（第9条第2項第2号、別表第3備考第2号、別表第4附帯設備の部舞台器具の項、別表第4の2</u></p>	<p>○世田谷区立区民会館条例</p> <p>第1条～第8条・・・省略・・・</p> <p>(使用)</p> <p>第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>(1)・・・省略・・・</p> <p>(2) 営利を目的とするとき（<u>ホールを使用する場合を除く。</u>）。</p> <p>(3)～(4)・・・省略・・・</p> <p>第10条～第22条・・・省略・・・</p> <p>付 則・・・省略・・・</p>

第2条の規定による改正

改正後	改正前
<p><u>備考第4号及び別表第4の3 附帯設備の部舞台器具の項の改正規定に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日</u></p> <p><u>(2) 第2条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4項の規定 令和8年4月1日</u></p> <p><u>2 第2条の規定による改正後の第9条第2項第2号の規定は、令和8年7月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この条例による改正後の別表第3 備考第2号及び別表第4の2 備考第4号の規定は、令和8年7月1日以後の使用（この条例の公布の日前に使用の申請をした場合における令和8年7月1日以後の使用を含む。）に係る使用料の額及び利用料金の額について適用し、同日前の使用に係る使用料の額及び利用料金の額については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 この条例による改正後の別表第3 備考第3号及び別表第4の2 備考第5号の規定は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料の額及び利用料金の額について適用し、同日前の使用に係る使用料の額及び利用料金の額については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1～別表第2 . . . 省略 . . .</p> <p>別表第3（第12条関係） . . . 省略 . . .</p> <p>備考</p> <p>1 . . . 省略 . . .</p>	<p>別表第1～別表第2 . . . 省略 . . .</p> <p>別表第3（第12条関係） . . . 省略 . . .</p> <p>備考</p> <p>1 . . . 省略 . . .</p>

第2条の規定による改正

改正後	改正前
<p>2 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり <u>2,000円を超える</u> ときの使用料の額は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に基本使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p><u>3 使用者が施設を使用する際に、催し物に関連する物品販売を行うときの使用料の額は、販売額等にかかわらず、基本使用料に基本使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、前号に該当するとき又は公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、基本使用料の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。</p> <p>5 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その使用料の額は、超過時間が午前8時から正午までの間においては1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。以下この号において同じ。）につき午前の時間区分の使用料の額を3で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、正午から午後5時30分までの間においては1時間につき午後の時間区分の使用料の額を3.5</p>	<p>2 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり <u>1,000円以上である</u> ときの使用料の額は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に基本使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>3 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、基本使用料の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。</p> <p>4 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その使用料の額は、超過時間が午前8時から正午までの間においては1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。以下この号において同じ。）につき午前の時間区分の使用料の額を3で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、正午から午後5時30分までの間においては1時間につき午後の時間区分の使用料の額を3.5</p>

第2条の規定による改正

改正後

で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後5時30分から午後11時までの間においては1時間につき夜間の時間区分の使用料の額を4.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後11時から翌日の午前8時までの間においては1時間につき当該1時間の属する全日の時間区分の使用料の額を11で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

6 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第4（第12条関係）・・・省略・・・

種別		単位	金額
附帯設備	舞台器具	一式、1台、1枚、1脚 又は1個 1回	9,100円
	音響器具～映写器	・・・省略・・・	
その他の設備 ・・・省略・・・			

別表第4の2（第20条関係）・・・省略・・・

備考

1～3 ・・・省略・・・

4 使用者が入場料等を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり2,000円を超えるときの利用料金の額は、使用を承

改正前

で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後5時30分から午後11時までの間においては1時間につき夜間の時間区分の使用料の額を4.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後11時から翌日の午前8時までの間においては1時間につき当該1時間の属する全日の時間区分の使用料の額を11で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第4（第12条関係）・・・省略・・・

種別		単位	金額
附帯設備	舞台器具	一式、1台、1枚、1脚 又は1個 1回	9,100円
	音響器具～映写器	・・・省略・・・	
その他の設備 ・・・省略・・・			

別表第4の2（第20条関係）・・・省略・・・

備考

1～3 ・・・省略・・・

4 使用者が入場料等を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるときの利用料金の額は、使用を

第2条の規定による改正

改正後	改正前
<p>認した時間区分（第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた場合は、使用時間の単位）の利用料金（以下「基本利用料金」という。）に基本利用料金の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p><u>5 使用者が施設を使用する際に、催し物に関連する物品販売を行うときの利用料金の額は、販売額等にかかわらず、基本利用料金に基本利用料金の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、前号に該当するとき又は公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>6 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面（世田谷区立北沢区民会館にあっては、舞台を設定しない場合における舞台面に相当する部分を含む。）のみを使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。</p> <p>7 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第3備考第4号の規定を準用して得た額とする。ただし、第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めたときは、超過時間が正午から午後5時30分までの間においては、1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、当該単位の利用料</p>	<p>承認した時間区分（第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた場合は、使用時間の単位）の利用料金（以下「基本利用料金」という。）に基本利用料金の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>5 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面（世田谷区立北沢区民会館にあっては、舞台を設定しない場合における舞台面に相当する部分を含む。）のみを使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。</p> <p>6 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第3備考第4号の規定を準用して得た額とする。ただし、第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めたときは、超過時間が正午から午後5時30分までの間においては、1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、当該単位の利用料</p>

第2条の規定による改正

改正後

改正前

金の額を当該単位の数（30分を0.5として換算する。）で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

金の額を当該単位の数（30分を0.5として換算する。）で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

7 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

別表第4の3（第20条関係）

別表第4の3（第20条関係）

種別		単位	金額
附帯設備	舞台器具	<u>二</u> 式、1台、1枚、1脚又は1個 1回	9,100円

・・・以下、省略・・・

種別		単位	金額
附帯設備	舞台器具	<u>1</u> 式、1台、1枚、1脚又は1個 1回	9,100円

・・・以下、省略・・・